

## 健康維持・管理等の家庭常備品の申し込みを開始します

毎年度実施しています健康維持・管理等の家庭常備品の配付の申し込みを行います。

申し込み方法は、所定の申込用紙による委託事業者への直接の申し込みとなります。対象組合員は本号に商品リーフレットと申込書を同封しています。

申し込みをされた組合員には、健康増進のため歯ブラシ2本及び歯磨き粉（クリーム）を贈呈します。なお、後期高齢組合員の方は歯ブラシ及び歯磨き粉の贈呈はありません。

委託事業者（販売会社）

株式会社 アーテム

問い合わせ電話 03-6659-5705

### 斡旋概要

- 対象者** 令和5年9月2日現在当組合の組合員で、配付時（令和5年12月以降）も当組合に在籍している組合員の方で次の要件を満たす方です。
  - 令和5年3月31日に39歳以下の組合員の方  
対象者全員に申込書を同封します。
  - 令和5年3月31日に40歳以上の組合員の方  
令和4年度に当組合が実施した①特定健康診査、②一般健康診断（個別）、③一般健康診断（集合）、④人間ドック（脳ドックを含む）のいずれかを受診した方。②又は④の場合は補助申請をされた組合員の方。  
ただし、令和4年度に**組合員とその家族の方（令和5年3月31日に40歳以上の被保険者）全員が上記の健康診断を受診していないと配付対象となりません。後期高齢組合員も同様です。**
- 申込方法** 上記1に**該当する組合員の方**は本号（組合報臨時号）に同封した「申込書」により希望する品目を選択してください。希望する商品は同封のリーフレットから選定し、総金額が3,000円以内としてください。  
申し込みは、同封の申込用紙を点線に沿って切り取り、組み立てて封筒状にした「申込書」を委託事業者にお送りください。  
なお、**対象者に該当しない組合員の方にはリーフレット及び「申込書」を同封していません。**
- 金額等** 申込金額が3,000円を超える場合、申込者に問い合わせ等は行なわず委託事業者が3,000円以内となるように調整しますのでご了承ください。
- 締切日** **令和5年10月31日（火）（消印有効）**  
**申込期限が短いため早めの申し込みをお願いします。**
- 配付時期** 令和5年12月以降に委託事業者から宅配便等でお送りします。
- 留意事項** ①申込書の一覧に記載されている商品は、3,000円以内ならばいくつ申し込まれても結構です。**申し込みをしなかった組合員には配付しません。**  
②申し込みの際は、申込用紙に記載してある記号番号・氏名・郵便番号・電話番号をご確認ください。電話番号は業者が問い合わせ等を行なうこともあるため、日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。  
③送付先は、被保険者証（保険証）に記載してある住所（申込書に記載してある住所）となります。なお、**宛先を修正しても印字してある住所に送付しますのでご注意ください。**

- 7 贈呈品 申込者に対する贈呈品は次のとおりです。  
歯ブラシ2本及び歯磨き粉です。
- 8 その他 ①対象者に該当するのに申込用紙が同封されていなかった場合は、組合事務室までご連絡ください。
- ②特定健康診査（特定健診）の結果が組合に届くまでに時間がかかる場合があります。これまでの例では受診から1年以上経過してから組合に健診結果が届いたこともありました。特定健康診査（特定健診）を受診されていても申込書が入っていなかった組合員の方は組合事務所までご連絡ください。健康診断の受診が確認でき次第申込用紙をお送りします。
- ③令和5年12月末までに申し込み品が届いていない場合は組合事務所までご連絡ください。

### 組合からの配付品等を不在等で受け取りをしなかったときの注意

組合からの配付品は宅配業者に依頼して配送します。宅配便の送付時に不在等で不在票が入っていても受け取りを行わない方がいます。この場合は、原則として宅配便の再配達以外は組合からは再度の送付はしませんのでご了承ください。

ただし、配付開始から1か月以内に配付品が届かないと組合に申し出ていただければ、組合から送付を行います。配付終了から1か月を過ぎますと連絡があっても送り返しませんのでご了承ください。

今回の健康維持・管理等の家庭常備品の場合は12月末までに配付終了となります。該当者で不在票が入っていても再配達の連絡をしなかったため申し込み品を受領しなかった組合員の方は1月末までに組合までご連絡ください。